

豊橋市監査公表第6号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年5月27日

| | |
|---------|---------|
| 豊橋市監査委員 | 古 池 弘 人 |
| 同 | 朝 倉 茂 |
| 同 | 田 中 敏 一 |
| 同 | 山 本 賢太郎 |

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（令和3年度）

| 部名 | 課名 | 報告書 ページ | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知 年月日 |
|--------------|-------|------------|----|---|---|-------------|
| 教育委員会 教育部 | 学校教育課 | P209 | 意見 | 補助金算定の根拠資料となる決算書について、支出証拠書類との整合性を市側がチェックした結果を残すことが望まれる。 | 学校体育連盟補助金の決算書類として作成する会計簿について、令和3年度からは学校教育課担当者が支出内容の確認を行った際に確認欄に押印をすることで、支出証拠書類との整合性を本市がチェックした結果を残すこととした。 | R4. 4. 19 |
| | | P209 | 意見 | 児童生徒に体育・スポーツ実践の機会を与えられるよう、大会時期をずらしたり、大会日を分散させるなど、代替的な方法について検討していくことが望まれる。 | 本補助金の補助対象である市内中学校総合体育大会及び市内中学校新人体育大会について、どちらの大会も県大会や全国大会といった上位大会との関係があり、本市だけの判断により開催時期を変更して行なうことは困難であるとともに、両大会のスケジュールの変更是全学校の修学旅行や体育祭といった学校行事の開催日程にも影響を及ぼすことから、現実的ではない。 しかし、今後は新型コロナウイルス感染症の影響があったとしてもできる限り大会を開催できるよう、感染症対策の徹底や大会の運営方法の工夫を行っていく。 | R4. 4. 19 |

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）

| 部名 | 課名 | 報告書 ページ | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知 年月日 |
|----------|-------------|------------|------|--|---|-------------|
| 文化・スポーツ部 | 「文化のまち」づくり課 | P28 | 指摘事項 | 開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。 | 各所管施設とも、公共施設白書において、収支状況や施設行政コスト等の情報を公表している。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応する。 | R4.4.22 |
| こども未来部 | こども未来館 | P28 | 指摘事項 | 開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。 | 各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市の統一的な方針に従って対応する。 | R4.3.29 |
| | | P33 | 指摘事項 | 各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。 | こども未来館については、令和4年4月1日の指定管理者の更新に向けて、受益者負担の現状や近隣施設の状況等を踏まえ、令和3年6月に、受益者負担の適正化の観点から、利用料金の見直し等を内容とする条例改正を行った（施行は令和4年4月1日）。 | R4.3.29 |
| | | P33 | 指摘事項 | 各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。 | 令和3年度には市の統一的な方針のもと、所管課として主体的に検討し、利用料金の改定を行った。（令和4年度適用） | R4.3.29 |
| | | P46 | 意見 | ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。 | 定住外国人等への情報発信の対応については、ホームページの多言語対応ではなく、本市の多文化共生・国際課が外国人市民に対して情報を分かりやすく伝えるために作成したマニュアル「やさしい日本語」を参考にして、今後ホームページの表記に配慮していくことで、指定管理者と協議を行った。 | R4.3.29 |
| | | P115 | 指摘事項 | 購入されたが設置されていない備品があった。慎重に購入要否の判断をすべきであった。 | 設置していなかった備品については、令和元年8月22日に設置を完了した。備品購入の際は、設置時の専門的な施工の必要性や設置後の安全性を事前によく確認し、慎重に購入の要否を判断する。 | R4.3.29 |
| | | P117 | 意見 | 大規模な展示模型が分割されて保管されていたので、イベント等で使用が困難な状態となった場合には、保管スペースや維持管理の観点から、最終的に処分も含めた対応策を事前に検討することが望ましい。 | 倉庫内で保管している展示模型に保護カバーを掛け、適切な状態に維持できるよう措置を施した。処分については、老朽化と使用の可能性を見極め判断していく。 | R4.3.29 |

包括外部監査の監査結果に基づく措置結果（令和元年度）

| 部名 | 課名 | 報告書 ページ | 区分 | 指摘事項等（改善又は留意すべき事項） | 措置結果 | 措置通知 年月日 |
|-------------|--------|------------|----------|--|--|-------------|
| 総合動植物 公園 | 自然史博物館 | P28 | 指摘 事項 | 開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。 | 受益者負担に関する情報については、自然史博物館の年報で歳入歳出の状況を開示し、自然史博物館のホームページに掲載している。 | R4. 4. 13 |